

募集に係る Q & A（R7.5.22追加分）

NO	資料	頁	質問	回答
1	募集要領	3	専門職の要件（イ）について、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の国家資格所持者でないと配置できないということか。	国家資格に加え、障害福祉に関する業務に従事した期間が通算10年以上または障害者基幹相談支援センター、障害者相談支援（委託相談）及び地域生活支援拠点（多機能拠点整備型）、拠点コーディネーター等の業務に従事した期間が1年以上あれば配置可とするが、参加申込前に市に相談すること。
2	募集要領	3	2（5）業務履行場所について、申込する区に隣接する区にセンターを設置することは可能か。	不可。区ごとに1か所ずつ設置するため、申込区域内で設置すること。